明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○住民基本台帳法の一部を改正する法律（七七）　九
○保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（七八）　一〇
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（七九）　一〇
○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（八〇）　一五
○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（八一）　一九
○美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（八二）　二三
〔政　令〕
○外務省組織令の一部を改正する政令（一八一）　二三
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一八二）　二三
○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令（一八三）　二六
〔省　令〕
○外務省組織規則の一部を改正する省令（**外務**一一）　二六
○認可事業再編計画に基づく事業会社の設立の登記等に係る登録免許税の課税の特例を受けるための手続に関する省令（**財務・環境**一）　二七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　三一
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百二十一条の二の規定に基づく認定、中日本高速道路株式会社（企画競争に係る手続開始・工事一部完了）、公認会計士等の登録及び登録抹消、型式部材等製造者の認証関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四一
会社その他
会社決算公告　四二

本号で公布された法令のあらまし

◇住民基本台帳法の一部を改正する法律（法律第七七号）（総務省）

1　住民基本台帳カードの継続利用に関する事項

住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出し、当該市町村長は、カード記載事項の変更等の必要な措置を講じ、これを返還することとした。（第三〇条の四四第五項及び第六項関係）

2　外国人住民に係る住民票の記載事項の特例に関する事項

日本の国籍を有しない者のうち、次に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、氏名、住所等のほか、国籍等、在留資格、在留期間等を記載することとした。（第三〇条の四五関係）

㈠　中長期在留者
㈡　特別永住者
㈢　一時庇護許可者又は仮滞在許可者
㈣　出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

3　中長期在留者等の届出等に関する事項

㈠　中長期在留者等（2の㈠、㈡及び㈢に掲げる者）が国外から転入をした場合には、一四日以内に所定の事項を市町村長に届け出なければならないこととし、この場合には、在留カード等を提示しなければならないこととした。（第三〇条の四六関係）

㈡　日本の国籍を有しない者（2に掲げる者を除く。）で住所を有するものが中長期在留者等となった場合には、一四日以内に所定の事項を市町村長に届け出なければならないこととし、この場合には、在留カード等を提示しなければならないこととした。（第三〇条の四七関係）

4　外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出等に関する事項

㈠　転入届等の場合を除き、世帯主でない外国人であってその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との続柄に変更があったものは、一四日以内に世帯主との続柄を証する文書を添えてその世帯主との続柄を届け出なければならないこととした。（第三〇条の四八関係）

㈡　世帯主でない外国人住民であって、その世帯主が外国人住民であるものは、転入届等をするときは、その世帯主との続柄を証する文書を添えて届け出なければならないこととした。（第三〇条の四九関係）

5　外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知に関する事項

法務大臣は、外国人住民に係る住民票の記載事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならないこととした。（第三〇条の五〇関係）

6　外国人住民についての適用の特例等に関する事項

㈠　外国人住民に係る住民票記載事項証明書等の交付の規定の適用について、必要な読み替えを行うこととした。（第三〇条の五一関係）

㈡　日本の国籍を有しない者のうち2に掲げる者以外のものをこの法律の適用除外とすることとした。（第三九条関係）

㈢　3及び4の㈠の届出に関し、虚偽の届出をした者又は正当な理由がなくて届出をしない者は、五万円以下の過料に処することとした。（第五三条関係）

7　施行期日等に関する事項

㈠　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、次に掲げる日から施行することとした。

⑴　2から6及び7の㈢から㈤まで　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（以下「第一号施行日」という。）

⑵　7の㈡及び㈥　この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日